

住民税均等割・所得割非課税世帯等 に対する臨時特別給付金等のご案内

受給には手続きが必要です

国制度：住民税非課税世帯及び令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する制度です。

町制度：町の事業として住民税**所得割**非課税世帯への支援を行います。
(※国の制度と町の制度の両方を受給することはできません。)

給付金の支給額

●国の制度 1世帯あたり10万円

- ・住民税非課税世帯
- ・家計急変世帯

●町の制度 1世帯当たり5万円

- ・住民税**所得割**非課税世帯

給付金の支給時期

- 国、町の制度ともに、確認書又は申請書を窓口へ提出した日から10日前後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「住民税が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

小海町から確認書が届きます
(要返送)

- ※一部申請が必要な場合があります。
- ※令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年2月21日(月)
～令和4年9月30日(金)

申請時点で住民登録のある市区町村にご相談ください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、役場から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きますので、内容をご確認の上、返信してください。
- 世帯の中に未申告者がいる世帯には、確認書又申請書は送付されませんので、役場町民課へご相談ください。

世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる世帯の場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ※世帯の中に令和3年1月2日以降に転入された方がいる世帯には、確認書又は申請書は送付されませんので、役場町民課へご相談ください。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請用紙等は役場町民課、町のホームページにございます。
- 不明点等は役場町民課までお問い合わせください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

小海町町民課社会福祉係「臨時特別給付金」窓口

0267-92-2525

受付時間 平日8:30~17:15